

## 倉敷市生物多様性地域戦略策定委員会 規約(案)

## (総則)

第1条 この規約は、倉敷市生物多様性地域戦略策定委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関する必要な事項を定めるものである。

## (役割)

第2条 委員会は、倉敷市第二次環境基本計画に示される望ましい環境像である「自然と人とが共生し未来につなぐ健全で恵み豊かな環境」の実現のため策定する生物多様性基本法に基づく（仮称）倉敷市生物多様性地域戦略（以下「地域戦略」という。）の策定について提言することを役割とする。

## (検討内容)

第3条 委員会は、地域戦略の策定に向け、次に掲げる事項について様々な提言を行うものとする。

ア 地域戦略策定の策定に関すること

イ その他、地域戦略策定のために必要な事項に関すること

## (組織)

第4条 委員会は、別表に掲げる専門的な知識を持つ学識者及び各種団体の代表者をもって組織する。

2 委員会は、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により決定する。

3 委員長、副委員長及び委員の任期は、平成26年8月31日までとする。

## (運営)

第5条 会議の開催、活動内容等、会議の運営に係る事項は委員会で決定する。

2 委員長は委員会を代表し、会議の進行及びとりまとめを行うものとする。

3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

4 副委員長及び委員に事故があるときは、当該委員の指名した者がその職務を代理する。

5 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

3 急を要し、委員会の会議を開くいとまがないときは、委員に回議してこれに代えることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局を、倉敷市環境政策課に置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規約は、平成24年8月28日から施行する。

(別表)

倉敷市生物多様性地域戦略策定委員会 委員名簿

平成24年8月 日現在

名 前	所属・役職	備 考
青江 洋	NPO法人倉敷水辺の環境を考える会代表	倉敷市環境審議会委員
井上 堅太郎	倉敷市環境審議会副委員長	元岡山理科大学教授
榎本 敬	倉敷市立自然史博物館友の会会長	元岡山大学准教授
梶田 博司	財団法人おかやま環境ネットワーク理事	倉敷市環境審議会委員 元川崎医療福祉大学教授
片岡 博行	重井薬用植物園園長	倉敷の自然をまもる会理事
河邊 誠一郎	倉敷芸術科学大学教授	倉敷の自然をまもる会顧問
小林 秀司	岡山理科大学准教授	岡山県自然環境保全審議会委員
洲脇 清	NPO法人鷲羽山の景観を考える会理事	
豊田 光世	兵庫県立大学講師	
八島 一也	三菱瓦斯化学株式会社水島工場環境保安室長	倉敷市環境審議会委員
山口 雪子	岡山短期大学准教授	一般社団法人イネット・ジャパン顧問
渡邊 則文	岡山西農業協同組合営農部部長	

(五十音順, 敬称略)